

第3章

外部評価導入に向けて

I 外部評価導入を検討するまでの経緯

現在、全国の多くの大学が自己点検・評価の結果を公表しており、本学の自己点検・評価報告書の刊行も今回で六集を数えた。

本学の自己評価委員会ではこれまで、自己点検・評価を実施しつつ同時に外部評価についての調査も行っており、その成果の一部は『北に一星あり』第五集にも掲載されている。しかし、国立大学に対する第三者機関による自己点検・評価の必要性は、本学における内発的な議論に先行して、外部において議論され、提起されてきている。その代表的なものを、文部省における大学設置基準の変更、大学評価機関に関する研究会中間まとめ、大学評価機関（仮称）を学位授与機構に大学評価機能をもたせて改組する形で設置するための大学評価機関設置準備委員会報告等に見ることができる。

1. 平成11年9月14日文部省令第40号「大学設置基準の一部を改正する省令」による、自己点検・評価の公表の義務化、及び第三者評価の努力義務化。
 - ・大学設置基準第二条第一項を「（自己点検及び評価を）行い、その結果を公表するものとする」と改訂。同条第三項「大学は、第一項の点検及び評価の結果について、当該大学の職員以外の者による検証を行うよう努めなければならない。」を新たに加える。
2. 大学評価機関に関する研究 中間まとめ（国立大学協会 17頁）
評価の視点についての議論
 - ・評価結果を大学にフィードバックし、（各大学が自ら設定した目的・目標との関連において）教育研究の改善を支援促進する。
 - ・（他大学や国際的な水準を考慮した評価を行って）社会への説明責任を果たす。
 - ・公的資金配分の参考資料の一つとして活用する（国立大学への予算配分の方法の変更が決定されていることに留意。また将来、文部省の決定により独立行政法人とされた機関に対しては、中期目標期間—恐らく5年間—の終了後の交付金算定基準とされる可能性にも留意すべきである）。
 - ・学生など、利用者サイドの利点（授業評価だけでなく、カリキュラム編成、教育・研究環境、講座編成など）について、アンケート調査などによる、利用者の意見をフィードバックしているか。

3. 大学評価機関（仮称）創設準備委員会報告

①大学評価の必要性

- ・各大学が自らの自律性に基づき、教育研究の更なる向上を目指して改革を進め、切磋琢磨し発展していくことのできるあたらしい高等教育システムへの変換が求められている。

②評価の対象

- ・大学が達成すべきとされているもの—大学審議会答申
- ・課題探求能力の育成
- ・教育研究の柔構造化による自律性の確保
- ・責任ある決定と実行ができる組織運営体制
- ・多面的な評価システムによる評価 大学の個性化と改善

結局

イ. 研究評価

ロ. 教育評価

ハ. これらを自律的、発展的に運営する組織とその活動

イ、ロ、に関しては、分野別評価が、ハ、に関しては全学テーマ別評価が考えられているが、全学テーマ別のテーマについては具体的な検討が十分に為されているとはいいがたい。ただし、「自己点検・自己評価を利用した自己改革」が独立して例示されていることに注意しておくべきであろう。

本学においても、前年度の自己評価委員長（結城教授）が、教授会における最終報告中に示されたように、外部評価の導入は積極的に実施方法を検討すべき段階にあると認識されている。第三者評価の実施にあたっては、さまざまな懸念や異論があることも本委員会としては認識している。例えば、「研究者が、必ずしも適切な評価者によって評価されるとは限らない」「研究と教育は、独立した研究者の自由な判断で行われるもので、外部評価は、研究教育の自由を侵害する。」「長期的な成果がすぐには現れにくいタイプの研究に対する理解が得られない場合、即席的な研究が横行して研究の質が低下する」「教育システムや教育内容に関しては、それぞれの大学の事情があって、画一的な評価基準を当てはめられても意味がない」「国大協の報告に示されているような〈テーマ別評価〉は大学のタイプによってはそのテーマ自体が無意味な場合がある」「〈テーマ別評価〉は、テーマの立て方について、誰が、どのように設定するのかについて不明確である」等の懸念や異論は、それぞれに根拠の無いものではなく、今後問題の所在を特定しつつ解決を図らねばならない。

しかし、本委員会としては、第三者による評価の導入を、以下の理由により積極的に実現すべきであるとする。

科学研究費補助金のように、外部評価による判定がすでに行われており、多数の非固定的な評価者による研究評価は、むしろまじめに研究している者に対して正当な処遇を与えることが出来る。

税金による有効な教育が行われているか、研究費が成果をあげるべく有効に使われているかを知るのは、納税者の権利であり、研究者や大学の側に説明責任がある。研究・教育の自由の保障と、説明責任とは抵触しない。説明責任を果たすことにより、予算配分を主張できる。

組織体は、それ自体の論理や価値観の中に埋没してしまうとなかなか改革を進めることが出来ない。第三者による評価を参考に、改善点を発見し、改革推進することができる。

II 現在までの自己評価委員会での審議

前段の記述にあるとおり、本学の自己評価委員会ではこれまでも外部評価の導入に向けて情報収集・情報提供等の研究をしてきた。さらに平成11年7月、学長より、外部評価を可能な限り早急に導入するよう検討することとの要請を受けたことから、今年度の委員会では、外部評価実施に関してより具体的に検討を重ねてきた。以下は自己評価委員会での審議の概略である。

H11. 7. 9	学長より、外部評価導入に向けて検討するよう要請を受ける。
H11. 10. 8	外部評価の必要性についての議論およびその実施に際しての課題とおおまかなスケジュールについて審議。
H11. 10. 15	外部評価導入の基本的な方針について審議し、11月24日の教授会で、外部評価導入に向けて具体的な検討に入ったことを報告することを決定。
H11. 11. 12	11月24日の教授会で報告する内容の確認。
H11. 11. 24	教授会にて報告。
H11. 12. 17	実施にあたって、自己評価委員会とは別に、外部評価導入を専門に取り扱う外部評価実施準備委員会（仮称）を設置することが提案され、おおまかな評価項目の案も出された。
H12. 1. 21	評価項目の検討と、自己評価委員会と外部評価実施準備委員会（仮称）の関係を審議。
H12. 2. 10	実施までの具体的なスケジュールと、外部評価実施準備委員会（仮称）の委員構成について審議し、それまでの検討結果を3月13日の教授会で提案することを決定。
H12. 2. 24	教授会提案内容について最終的な審議。
H12. 3. 13	教授会で、外部評価の導入について提案するも継続審議となる。
H12. 3. 17	次年度委員会で引き続き検討することを決定。

Ⅲ 基本理念・基本方針

本学は、今後いかなる設置形態におかれる場合でも、文部省による有形無形の評価に基づく予算配分を受けることになる。説明責任を明示的に果たし、自己改善を行うことができる自律的な存在であることを示すためにはディスクロージャーが不可欠であり、これなくしては予算請求を行う根拠を主張することは難しい。また、独立行政法人化をめぐる動きの中で大学の選別が行われることは必定だが、その際に内外から高い評価を客観的に受けていることは、大学の命運を左右する重要な要素である。むろん、第三者評価を受けずとも、内発的にそれを行うことはまったく不可能なわけではない。しかし、ときには苦い薬ともなる改善・改革を実行しようとするとき、第三者によらない点検・評価をもとにそれを行うことが、極めて困難であることもまた事実である。

現在、一方において外部評価の導入を目指す機構づくりが推進されているが、他方、本学のような小規模単科大学を念頭に置いた、木目細かい評価方法や評価基準が検討されてきたとはいえない状況にある。標準化された画一的な評価方法や評価基準が導入され、それによって本学が評価を受けなければならなくなる可能性は決して小さいとはいえない。このような事態を打開するためには、本学が、本学の特性を生かして発展していくことができるような外部評価のシステムを自ら速やかに確立し、その実績をもって大学評価機関や国大協の検討委員会等に提示していくことが必要である。

本学の自己評価委員会では、本学が、個々の成員の理想や目的とは一応切り離して、全体としてあるべき姿（＝研究・教育活動、組織体としての機能、地域社会や社会全体に対する貢献 etc.）に照らして従来の状態をどう認識し、これをどう改善しようとするか、現状をどう認識し、将来どのような変革をしようとするかについて、大学内部では気づきにくい問題点を発見し、自画自賛や自己満足に陥る危険を減少させ、国際的に通用する基準を満たすための選択肢を増大させるとともに、外部評価を実施すること自体により、社会的存在である本学の説明責任の一端を果たすことを目的として外部評価を実施しようと考えている。他大学の外部評価の方法は千差万別であるが、本学では、「丸投げ方式」（資料を持っていき「これで評価してください」とお願いする）ではなく、大学が自己評価＝自己診断をどこまで体系化し、綿密かつ網羅的に行っているか、またその結果をどのように活用しているかという改善のシステムを外に示し、それについて、外部から評価を受けアドバイスを受ける方式で外部評価を導入することを検討している。

Ⅳ 今後の検討方向について

平成11年11月24日開催の教授会において、自己評価委員会委員長より、外部評価導入の具体的な方法について今年度中に提案するべく検討しているとの報告を行って以来、自己評価委員会で審議を重ねてきた。その検討結果に基づき、平成12年3月13日の教授会において、基本方針について審議いただくよう提案したが、様々な審議の結果、外部評価実施準備委員会（仮称）委員の構成と選出手続き、評価項目決定の手続き、同準備委員会と自己評価委員会の関係、同準備委員会の役割の

明確化等について意見が出されたため、次年度の自己評価委員会において再度検討を行い、改めて教授会で審議願うこととなった。今後は教授会での審議を踏まえ、できるだけ平成12年度中の実施を目標として、より具体的に検討を続けていくこととなる。

※ 上記の文章が執筆された後自己評価委員会で検討を重ねた結果、外部評価の導入に際して新たな委員会をおくことはせず、自己評価委員会が中心となって対応することが決定し、あらためて平成12年6月21日開催の教授会に諮った結果、平成12年度中の実施を目標に外部評価を導入することが了承された。

平成12年度自己評価委員会での検討の詳しい経緯については、『北に一星あり』第7集に譲る。